

## < 警報発令時の対応について >

暴風警報が発令されたときの生徒の登校につきましては、以下の規定に従って行動してください。学校行事の会場が学校以外の場合も同様です。

### < 暴風警報発令時の規定 >

午前6時から登校するまでのいずれかの時点で、三重県下の一部地域に暴風警報または特別警報が発令されている場合は自宅待機とし、次の①②の規定に従うこと。ただし、土曜日は終日、臨時休業とする。

- ① 暴風警報および特別警報が、午前9時以前に県下全域で全て解除された場合は、原則として午後より授業を行うので登校すること。(\*1) (\*2)
- ② 暴風警報または特別警報が、午前9時を過ぎても県下の一部地域で発令されている場合は、終日、臨時休業とする。

(\*1) ただし、交通事情や危険性により登校が困難な場合は登校しなくてもよいが、その際は必ず学校に連絡すること。登校についての詳細は、裏面資料【**暴風警報・特別警報 解除後の登校について**】を参照すること。

(\*2) 午後からの授業は、曜日にかかわらず、1時30分より5限目以降の授業を実施する。

登校時に暴風警報が発令されているかどうかは、三重県下各地域の状況や自宅を出る時刻により異なるとともに、警報の発令および解除の状況も時間とともに変化します。したがって、

登校する・しないの判断は、午前6時から登校時の発令状況をテレビ・ラジオ・インターネットなどで確認した後に、上記の規定により各自で判断してください。

なお、判断がむずかしい場合には、裏面資料【**確認方法**】で確認していただけますが、いずれの方法も学校や担当教員自宅の回線の状況によっては、伝達機関への学校からのメッセージの送信が不可能な場合もあります。台風接近時のこれらの方法での確認は、あくまで補助的なものと考えてください。

### 【 確認方法 】

「携帯メール連絡網により送られたメールの内容を確認する」

- ・緊急連絡用にメールアドレスを登録していただいた保護者および生徒に対して学校からの連絡が一斉配信されます。特別な操作は、必要ありません。  
新たに登録を希望される方は、担任に申し出てください。

### 【 暴風警報・特別警報 解除後の登校について 】

午前 9 時以前に暴風警報および特別警報が解除された場合の生徒の登校について、原則として次の 4 つの項目のいずれかに該当する場合には、欠席扱いとはしません。

- ① 通学経路が通行止めの状態であるか、または安全に通行できない状態にあり、さらに、代わりの経路では時間がかかり過ぎるなど、利用が現実的でない場合。
- ② 平素利用している公共交通機関が運休しており、代わりの交通手段も利用できない状態にある場合。
- ③ 上記 2 つの状況の改善が遅れ、学校に登校したとしても終礼近く、または、終礼後の時間になってしまう場合。
- ④ 周辺地域の被害が甚大で、市町村などからの要請により復旧作業に参加する場合。

(注意) 1、家の補修や近所の施設の修繕を手伝う場合については、生徒により程度の差が大きく判定のしようもないので、原則欠席とします。

2、上記 4 つのいずれかの理由で登校できない場合は、担任への電話連絡をしていただきますようお願いいたします。